

福島県告示第118号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第二号及び同条第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月27日

福島県知事 内堀 雅雄

一 中間検査を行う区域

福島県の区域のうち、法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村の区域を除く区域

二 中間検査を行う期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

三 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

- 1 木造（一部木造を含む。）の建築物のうち、一戸建ての住宅（建築主の居住の用に供する住宅を除く。）、長屋及び共同住宅で、建築する部分の延べ面積が100平方メートルを超え、かつ、地階を除く階数が2以上のもの。ただし、法第18条第2項の規定による通知に係るもの、市町村が建築主であるもの、国若しくは地方公共団体が工事監理を行っているもの又は枠組壁工法、木質プレハブ工法若しくは丸太組構法によるものを除く。
- 2 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物のうち、法別表第1（い）欄に掲げる用途に供する建築物で、建築する部分の延べ面積が500平方メートルを超え、かつ、地階を除く階数が3以上のもの。ただし、法第18条第2項の規定による通知に係るもの、市町村が建築主であるもの又は国若しくは地方公共団体が工事監理を行っているものを除く。

四 指定する特定工程（法第7条の3第1項第1号の政令で定める工程に該当するものを除く。）

- 1 木造の建築物にあつては、屋根工事及び構造耐力上主要な軸組工事
- 2 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては、基礎に鉄筋を配置する工事、各階の床版に鉄筋を配置する工事及び最上階の屋根版に鉄筋を配置する工事
- 3 鉄骨造の建築物にあつては、基礎に鉄筋を配置する工事並びに柱及びはりの本接合ボルトの締付け工事

五 指定する特定工程後の工程

- 1 木造の建築物にあつては、壁の外装工事又は内装工事
- 2 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物にあつては、特定工程に係る部分の鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事、耐火被覆の工事及び仕上げ材の工事